

指定管理者候補者の決定について

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで長崎市障害福祉センターの管理運営を行う指定管理者の候補者として次のとおり決定しました。

- 1 施設の名称 長崎市障害福祉センター
- 2 指定管理者候補者の名称 社会福祉法人長崎市社会福祉事業団
- 3 指定管理者の候補者として決定した理由
(非公募で選定した理由、当該団体を決定した理由など)

上記法人は、長崎市障害福祉センター（以下「センター」という。）において、障害の種別や程度、年齢、発達段階等に応じた多種多様な幅広いニーズに応じた専門性の高いサービスを提供し、さらに、それぞれが密接な連携を図りながら、総合的かつ一体的に事業を実施しており、十分な実績を有している。

センターの管理運営には、高度な専門性を要する医師やセラピスト（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士）、手話通訳士などの多くの専門職を配置する必要があるが、同法人はこれらのスタッフを有している。

平成18年4月以降、指定管理者として円滑に事業を実施しており、長年に渡ってスタッフの育成、確保を図りつつ、必要な支援体制を整備し、今後もセンターを適正に管理運営できるとの判断から、指定管理者として選定したものの。